

1 相馬地方広域消防内における個人の秘密情報の目的外収集（第1事案）

- (1) 処分年月日 令和6年8月7日
- (2) 被処分者 消防本部 消防司令補 男 34歳
- (3) 処分内容 懲戒処分 減給1/10 3か月間
- (4) 処分理由

令和5年8月、消防本部通信指令室においてパソコンを使用していた際、自身が加害者とされるハラスメント事案の調査記録のデータが残されているのを発見。同ハラスメント事案の記録をプリントアウトし、自身が閲覧し、また、消防本部通信指令室にいる他の職員に閲覧させるなどした。

パソコン内に問題のデータが残されていたことを発見した後に、同記録をプリントアウトし、他の職員に閲覧させるなどしたことは、秘密の保持が徹底されるべきハラスメントに関する記録のデータについて、権限を付与されていないにもかかわらず収集したものに該当するものであり、他の職員に閲覧させている点において悪質である。

また、地域住民の期待と信頼を裏切る行為は、報道機関等を通じて多くの住民に失望と軽蔑の念を与えるとともに、本組合職員に対する信用を著しく傷つけ、組合全体の名誉を害するものである。

以上の規律違反により、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号、並びに相馬地方広域市町村圏組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第2条及び第3条の規定に基づき懲戒処分としたもの。

なお、情報管理に関する該当職員及び管理監督者については、他事案の全容を把握したうえで、関連する事案と合わせて処分を行う。

2 相馬地方広域消防内におけるパワーハラスメント（第5事案）

(1) 処分年月日 令和6年8月7日

(2) 被処分者 相馬消防署 消防司令補 男 44歳

(3) 処分内容 懲戒処分 減給1/10 1か月間

(4) 処分理由

(ア) 令和5年9月、病休及び軽作業勤務から通常勤務に復帰する後輩職員に対し、「まさか現場で軽作業中みたいにノロノロ、タラタラ動くわけじゃないよな。」などと言った。上記の言動を受けた相手職員は、威圧的な文言により畏怖、萎縮するものであり、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の精神的苦痛を生じさせる言動であると認められる。

(イ) 令和5年9月から10月ころ、救急活動の帰りに後輩職員の行動に関して振り返りの指導をする等、緊急性のない場面においても、日常的に、語気強く、「～しろ!」「何で～したんだ!」「何で～しなかったんだ!」等の詰問的な言葉で注意、指導していた。上記の言動は、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の精神的苦痛を生じさせる言動であると認められる。

(ウ) 令和5年11月14日、自主研修である南相馬市立総合病院医師との合同勉強会への職員の出欠を確認している際、後輩職員が欠席すると伝えたことについて、相手職員に対して、怒り口調で「調子に乗ってんなよ!」などと叱責した。上記の言動は、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の精神的苦痛を生じさせる言動であると認められる。

(エ) 令和5年度において、後輩職員から話しかけられた際、「うるせえ、バカ」「うるせえ、話しかけんな」などと、日常的に言っていた。上記言動は、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような行動であると認められる。

(オ) 所属長である消防署長は、令和5年10月31日、後輩職員に対する言葉遣いに気をつけるよう注意、指導した。

しかし、1か月も経過しない11月14日、上記(ウ)のパワーハラスメント行為をしていたものであり、この点において、重大なパワーハラスメントに該当する。

以上の規律違反により、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに相馬地方広域市町村圏組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第2条及び第3条の規定に基づき懲戒処分としたもの。

(5) 警告書の交付

被処分者に対して警告書を交付し、勤務実績不良又は適格性欠如の徴表と評価することが出来る事実について改善を求めるとともに、今後、これらの状態が改善されない場合は、地方公務員法第28条第1項第1号もしくは第3号、又は相馬地方広域市町村圏組合職員の分限に関する条例第3条に基づいて分限処分（免職・降任・降給）が行われる可能性があることを警告した。